

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名： 大林ファシリティーズ株式会社
法人番号： 3120001085521
住 所： 東京都千代田区神田錦町1丁目6番地
- 指名停止措置期間： 令和2年8月24日から令和2年9月23日まで(1ヵ月)
- 指名停止措置の範囲： 九州地方測量部管内
- 事実概要：

大林ファシリティーズ株式会社福岡営業所の元社員は、平成28年5月2日から平成29年5月1日にわたり、不正に入手した印鑑を使い、同社社員として管理を担当していた福岡市中央区のマンションの管理組合名義の普通預金払戻請求書を偽造し、修繕費などで積み立てている現金をだまし取ったとして、令和2年6月30日、詐欺と有印私文書偽造・同行使の容疑で福岡県警に逮捕された。

5. 指名停止措置理由：

物品・役務の有資格登録業者である大林ファシリティーズ株式会社の使用人の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1～14 略	略
(不正又は不誠実な行為)	
15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小島 正和 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 大橋 秀己 電話 029-864-6870 (直通)